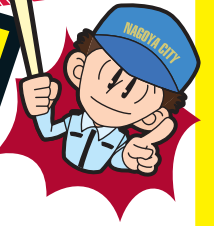


平成30年10月1日より

# 禁止区域内での 客引き行為等が 禁止!!

## 客引き・勧誘行為の アルバイトに注意!!



条例違反になるばら  
やめておけば  
よかった



氏名が公表  
される!?

5万円の  
過料!?

命令に違反すると  
過料や氏名等の公表があります。



客引き行為等とは道路・公園等の公共の場所で行う次の行為をいいます。

### 客引き行為 いわゆるキャッチ

不特定の人の中から、特定の人に対して客となるように誘うこと。

### 勧誘行為 いわゆるスカウト

不特定の人の中から、特定の人に対して役務(仕事)に従事するように誘うこと。

### 客待ち行為・勧誘待ち行為

客引き(キャッチ)・勧誘行為(スカウト)をする目的で、人を待つこと。

客引き行為等禁止区域(名古屋駅地区・栄地区・金山地区)では、客引き行為等が禁止されます。

市は違反者に対して、指導・勧告・命令を行います。さらに、命令に違反した場合には、5万円の過料が科される事があります。あわせて、氏名や住所などを市のホームページなどに公表する事があります。

禁止区域の詳細等は

名古屋市公式ウェブサイト

客引き 条例

検索

問合せ先

名古屋市市民経済局地域安全推進課

TEL 052-972-3099 FAX 052-972-4823 mail a3124@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp